

議案第 54 号
議決第 号

始良市企業版ふるさと納税基金条例制定の件

始良市企業版ふるさと納税基金条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月2日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を適正に管理し、当該事業に要する経費の財源に充てるため、始良市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。